

## 議案第 16 号

一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例  
の一部を改正する条例の制定について

一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部を  
改正する条例を次のように制定する。

令和 4 年 1 2 月 1 9 日 提出

白井市長 笠 井 喜 久 雄

### 提案理由

本案は、令和 3 年の千葉県人事委員会勧告を踏まえ、55 歳を超える職員の原則昇給停止に対する経過措置を廃止するため、条例の一部を改正するものです。

一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例

一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成26年条例第5号）の一部を次のように改正する。

附則中第2項を削り、第3項を第2項とする。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

議案第16号資料

○一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成26年条例第5号）新旧対照表

改正案	現 行
<p style="text-align: center;">(略)</p> <p style="text-align: center;"><b>附 則</b></p> <p style="text-align: center;">(施行期日)</p> <p>1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。ただし、第3条第2項の改正規定、第21条の4の次に1条を加える改正規定及び別表第5の改正規定は、公布の日から施行する。</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p style="text-align: center;">(委任)</p> <p>2 前項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。</p>	<p style="text-align: center;">(略)</p> <p style="text-align: center;"><b>附 則</b></p> <p style="text-align: center;">(施行期日)</p> <p>1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。ただし、第3条第2項の改正規定、第21条の4の次に1条を加える改正規定及び別表第5の改正規定は、公布の日から施行する。</p> <p style="text-align: center;"><u>(経過措置)</u></p> <p>2 当分の間、この条例による改正後の一般職の職員の給与に関する条例第5条第6項及び第7項の規定の適用については、同条第6項中「職員（次項の規定の適用を受ける職員を除く。以下この項において同じ。）」とあるのは「職員」と、「前項に」とあるのは「同項に」と、同条第7項中「職員の第5項の規定による昇給は、同項に規定する期間におけるその者の勤務成績が極めて良好である場合又は特に良好である場合に限り行うものとし、昇給させる場合の昇給の号給数は、勤務成績に応じて規則で定める基準に従い決定するもの」とあるのは「職員に関する前項の規定の適用については、同項中「4号給（行政職給料表(1)の適用を受ける職員でその職務の級が7級以上であるものにあつては、3号給）」とあるのは、「1号給」とする。</p> <p style="text-align: center;">(委任)</p> <p>3 前項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。</p>